

2020 DISCLOSURE

ふくしんの現況



福岡信用組合

ごあいさつ

皆様には平素より格別のご愛顧とご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。このたび、当組合の経営方針や事業内容、業績につきまして、2020ディスクロージャー「ふくしの現況」を作成致しましたので高覧賜り、より一層のご理解を頂きたいと存じます。

当組合は、昭和32年6月創業以来、地域の皆様と共に成長してきました。今年度は太陽光発電や国境離島新法を活用した事業融資が計画値を上回ることができました。地方創生への取組みを強化、コロナ感染禍での経済の活性化の促進を地元金融機関として、より存在感のある地域密着に特化した営業を推進します。

これからも今まで以上に経営の健全性・基盤強化に向け全職員一丸となって努力して参りますので、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月



理事長 貞方 英世

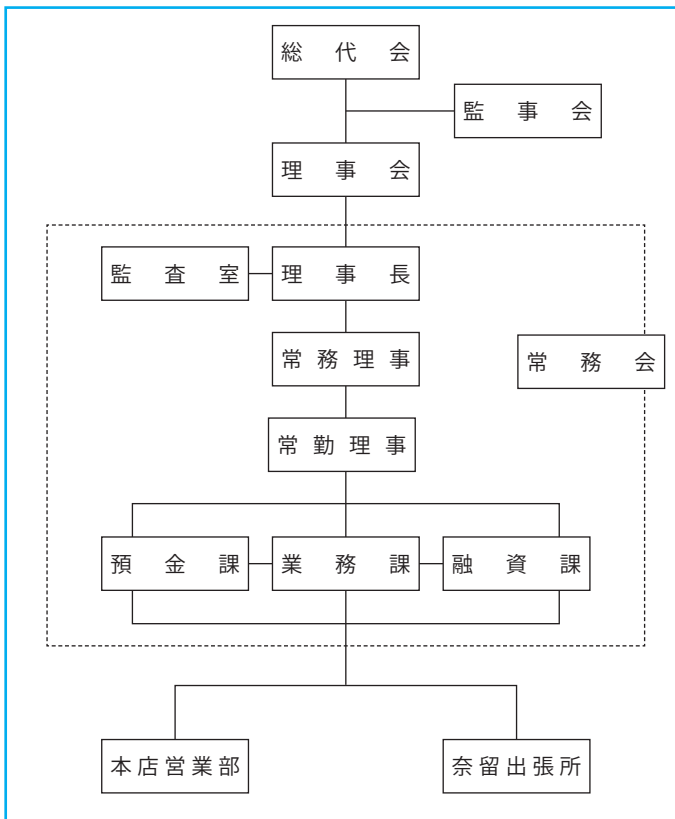
当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和32年4月 創立総会
- 昭和32年6月 福江市福江町19番地五島商工会議所一階にて業務開始
- 昭和35年8月 福江市福江町692番地3（店舗を市の中心部へ移転）
営業地区の変更（福江市一円を福江市、岐宿町、三井楽町、富江町、玉之浦町、奈留町の区域へ拡大）
- 昭和37年9月 福江市大火にて類焼
- 昭和38年12月 本店店舗落成移転（現在地）
- 昭和43年9月 奈留出張所業務開始（奈留町浦郷1818-4）
- 昭和63年11月 自営オンライン（日本オリベッティ）導入
- 平成4年10月 全国信組共同オンライン（SKC）加盟
- 平成6年4月 現金自動支払機設置
- 平成15年8月 本店隣接地購入、駐車場設置
- 平成15年12月 現金自動預払機年間フル稼働実施
- 平成16年8月 1市5町の合併により営業地域が五島市一円となる
- 平成17年7月 本店店舗の増改築
- 平成19年6月 創立50周年（預金量84億円、融資量44億円）
- 平成21年5月 郵貯銀行とATM提携
- 平成27年3月 預金量100億円、融資量70億円の大台達成
- 平成27年6月 日本政策金融公庫と業務連携
- 平成29年6月 創立60周年（預金量113億円、融資量81億円）
- 平成30年3月 預貸和200億円達成（預金119億円、融資84億円）

《歴代理事長》

- 初代理事長 釜口 房 章（昭和32.6～昭和43.12）
- 第二代理事長 平 山 昇（昭和44.5～昭和45.5）
- 第三代理事長 郡 家 蔵一郎（昭和45.5～昭和51.5）
- 第四代理事長 山 口 郁 男（昭和51.5～平成6.5）
- 第五代理事長 藤 田 七 郎（平成6.5～平成12.6）
- 第六代理事長 川 口 翎四郎（平成12.6～平成18.6）
- 第七代理事長 野 口 喬 史（平成18.6～平成29.6）
- 第八代理事長 貞 方 英 世（平成29.6～ ）

事業の組織



（令和2年7月現在）

役員（理事及び監事の役職・氏名）

理事長（代表）	貞方 英世
常務理事	入口 六治
常勤理事	池田 肇
理 事	柿森 誠、小石 薫、中村 康弘
監 事	出口 耕三、川口 真二（員外監事）

注）当組合は、職員出身者以外の常勤理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
なお、役員等の兼職等は該当ございません。

職員数の状況

（単位：人）

	平成30年度末	令和元年度末
男 子	8	8
女 子	7	7
合 計	15	15

組合員数と出資金の状況

（単位：人、百万円）

	平成30年度末		令和元年度末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	2,798	339	2,810	359
法 人	231	80	237	83
合 計	3,029	419	3,047	442

事業方針（当組合の考え方）

■基本方針

「ふくしん」は、協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、健全なる経営を維持し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

■経営方針

「ふくしん」は、地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすため、次の点を経営方針としています。

- ① 地域に根ざし、地域社会とともに発展する
お客様のお役に立つをモットーに、地域になくてはならない信用組合として独自性を発揮します。
- ② 法令等遵守（コンプライアンス）の精神を基本とする
お客様の揺ぎない信頼を得るために、倫理観のある行動に徹します。
- ③ 健全で信頼される信用組合となる
自己責任の基に経営の効率化を図り、適正なリスク管理体制を構築し、自己資本の充実に努めます。
- ④ 人材の育成と明るい職場をつくる
役職員ひとりひとりが信用組合の顔であり、質の高い金融サービスを提供し、信用組合理念を実践する人材の育成に努めます。

■福江信用組合の概要

（令和2年3月末現在）

設 立	昭和32年6月	営 業 区 域	五島市一円
店 舗 数	2店	預 金	136億円
組 合 員 数	3,047人	貸 出 金	100億円
出 資 金	442百万円	純 資 産	1,037百万円
常勤役職員数	18人	自己資本比率	9.88%



本店建物外観

令和元年度の経営環境と事業概況

◎金融経済環境

わが国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復基調にあった。しかしながら、2020年に入り新型コロナウイルスの感染症が発生、その後蔓延化し現況では国内経済を初め、世界経済にも大きな影響が及び先行き不透明感がある。

金融分野においては、低金利の長期化に加え、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、収益環境は引き続き厳しい状況が続いている。またデジタル化の進展による、フィンテック企業など新たな事業者の金融サービスへの新規参入が相次いでおり、更に官民一体となったキャッシュレス化の動きが加速し、金融サービスのあり方が大きく変化している。

◎預・貸金の状況

貸出金の状況は太陽光発電及び福祉関連事業案件、住宅ローンの貸出増加にて、貸出金残高は念願の100億円の台に乗り収益増加に繋がりました。

貸出金の期末残高 10,063百万円（前期比+816百万円、+8.82%）

貸出金の期中平残 9,570百万円（前期比+851百万円、+9.76%）

預金・積金の状況は、貸出金の順調な増加に伴い法人預金も増加し、預金残高は増加しました。

預金の期末残高 13,606百万円（前期比+735百万円、+5.71%）

預金の期中平残 13,019百万円（前期比+835百万円、+6.85%）

◎収支・損益の状況

市場金利の低水準推移から貸出金利回りは低下しましたが、貸出金平残の増加等により資金運用収益は増収、経常利益68百万円（前期比+9百万円）、コア業務純益66百万円（前期比+9百万円）の増益。なお法人税等合計額18百万円の控除後、当期純利益は49百万円（前期比+7百万円）の計上となりました。

コア自己資本額1,041百万円（前期比+64百万円）、自己資本比率9.88%（前期比▲0.15%）と自己資本額の増加ができましたが、貸出金増加によるリスクアセットの増加にて、自己資本比率の減少となったもの。なお、出資配当は前期と同率の1.75%としております。

◎事業の展望及び対処すべき課題

当組合の営業地盤である五島地区においては、少子高齢化、人口減少による過疎化が顕著になっている。また金融環境も厳しさを増す中、更なる追討ちの新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない状況にあり、今後の事業展望厳しいものがある。

そのなかで、当組合は本来の地域密着の強みを活かした渉外活動を強化し、域内事業者の実績や特性に応じて、国境離島新法の活用等、引き続き持続可能なビジネスモデルの構築に取り組んで参ります。

第5次中期経営計画（新3か年計画）

当組合は、平成31年度を初年度とする第5次中期経営計画（新3か年計画）を策定しました。地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすべく経営方針に基づき、以下5つの重点施策を講じます。

①融資増強による収益基盤の強化、既存取引先のメイン化及び新規取引獲得により経営基盤を拡充強化する。②金融新時代への対応力強化、顧客志向経営の徹底によるコンプライアンスを重視した経営。③各種リスク管理体制、財務体質の強化による経営健全性の維持・向上。④地域社会との連携強化、中小企業者金融の円滑化及び地域密着型金融の推進。⑤職員の計画的、継続的、効率的な教育訓練等による人材の育成。

この重点施策の実行により地域貢献して参ります。

期末実績と数値目標

	預金残高	貸出金残高	当期純利益	自己資本額	自己資本比率
平成31年3月末実績	128億円	92億円	42百万円	977百万円	10.03%
令和4年3月末目標	136億円	100億円	38百万円	1,101百万円	10.56%

なお、第5次中期経営計画（新3か年計画）の最終年度である令和4年3月末の残高目標値は、2年前倒しにて計画達成しており、単年度の計画（上方修正）を策定している。

令和2年度の単年度計画は、預金の期末残高140億円、期中平残134億円、貸出金の期末残高103億円、期中平残100億円を目標とする。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和元年度
(資 産 の 部)		
現 金	151,047	190,635
預 け 金	6,300,162	5,342,440
有 価 証 券	1,318,277	1,369,179
国 債	104,820	—
社 債	826,466	893,277
株 式	41,293	42,293
そ の 他 の 証 券	345,697	433,609
貸 出 金	9,244,838	10,060,263
手 形 貸 付	1,120,238	973,627
証 書 貸 付	7,912,694	8,874,064
当 座 貸 越	211,904	212,572
そ の 他 資 産	119,188	109,245
全 信 組 連 出 資 金	82,000	82,000
未 収 収 益	16,382	10,971
そ の 他 の 資 産	20,805	16,274
有 形 固 定 資 産	87,759	85,951
建 物	26,008	24,099
土 地	39,998	39,998
その他の有形固定資産	21,752	21,853
無 形 固 定 資 産	1,054	789
ソ フ ト ウ ェ ア	422	157
その他の無形固定資産	632	632
繰 延 税 金 資 産	10,894	21,321
債 務 保 証 見 返	671	393
貸 倒 引 当 金	△ 77,783	△ 78,873
(うち個別貸倒引当金)	△ 63,063	△ 64,216
資 産 の 部 合 計	17,156,110	17,101,346

負債及び純資産の部

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和元年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	12,871,574	13,606,337
当 座 預 金	68,938	45,298
普 通 預 金	3,577,145	3,814,427
定 期 預 金	8,829,038	9,328,147
定 期 積 金	357,476	370,999
そ の 他 の 預 金	38,976	47,464
借 用 金	3,200,000	2,400,000
借 入 金	3,200,000	2,400,000
そ の 他 負 債	37,261	34,052
未 決 済 為 替 借	1,291	50
未 払 費 用	11,552	11,042
給 付 補 填 備 金	212	187
未 払 法 人 税 等	17,011	13,731
前 受 収 益	3,859	5,863
払 戻 未 済 金	2,047	1,741
そ の 他 の 負 債	1,287	1,435
賞 与 引 当 金	2,924	2,279
退 職 給 付 引 当 金	11,638	4,603
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14,063	7,560
睡眠預金払戻損失引当金	1,838	1,654
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	7,195	7,195
債 務 保 証	671	393
負 債 の 部 合 計	16,158,136	16,064,833
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	419,744	442,749
普 通 出 資 金	419,744	442,749
利 益 剰 余 金	501,689	537,412
利 益 準 備 金	267,000	295,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	234,689	242,412
当 期 未 処 分 剰 余 金	234,689	242,412
組 合 員 勘 定 計	921,433	1,029,883
その他有価証券評価差額金	28,886	△ 8,583
土 地 再 評 価 差 額 金	15,970	15,970
純 資 産 の 部 計	966,290	1,037,270
負債及び純資産の部合計	17,156,110	17,101,346

※ 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

- 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価格 1,854 千円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 25,020 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条 4 号に定める固定資産税課税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出。
- 同法 10 条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △ 20,339 千円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、建物 13 年～ 39 年、動産 5 年～ 20 年であります。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
年金資産額 ① 345,052 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 ② 298,784 百万円
差 引 額 ①－② 46,268 百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成30年4月分～至平成31年3月分）
（当組合 6,556 千円）÷（基金全体 9,292,185 千円）＝0.071%

（3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 22,092 百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 18 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、基本・特別・加算掛金 4,908 千円を費用処理している。また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなる。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事に対する金銭債権総額 8,658 千円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 96,391 千円

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は、73,186 千円、延滞債権額は、635 千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、38,651 千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、112,472 千円であります。

なお、14. から 17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の端末機（信組情報サービス機）等についてリース契約により使用しています。

19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	347,500 千円
	（為替取引保証金、信組保障基金）	
	預け金	2,400,000 千円（借入担保）
	現金	50 千円
	（五島市公金取扱保証金）	

担保資産に対応する債務 借入金 2,400,000 千円（全信組連）

20. 出資1口あたりの純資産額は、1,171 円 39 銭であります。

21. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(単位：百万円)

①信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析金利感応度分析等によりモニタリングを行い、隔月開催の理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、業務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務課を通じ、理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 け 金	5,342	5,345	3
有 価 証 券	1,369	1,369	0
その他有価証券	1,369	1,369	—
貸 出 金	10,060	10,097	37
貸倒引当金	▲78	▲78	—
差引貸出金	9,982	10,019	37
金 融 資 産 計	16,693	16,733	40
預 金 積 金	13,606	14,018	412
借 用 金	2,400	2,400	0
金 融 負 債 計	16,006	16,418	412

注) 貸出金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

① 金融商品の時価等の算定方法

☆金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

☆金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来の

キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。
その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用
いております。

なお、残存期間が短期（１ヶ月以内）のものは、時価は帳簿
価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（２）借入金

借入金については、帳簿価格を時価としております。

②時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のと
おりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	42
組合出資金（全信組連出資金等）	82
合 計	124

注）１． 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握するこ
とが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはして
おりません。

注）２． 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場
株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成
されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の保有目的区分毎の時価、評価差額等に関する事項は、
次のとおりであります。

（１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券はありません。

（３）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
はありません。

（４）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
社 債	616	599	16
投資信託	119	100	19
外国証券	31	30	0
合 計	767	730	36

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
社 債	277	302	▲ 25
投資信託	82	100	▲ 17
外国証券	199	205	▲ 5
合 計	559	608	▲ 48

注）１． 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づ
く時価により計上しております。

注）２． その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時
価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価
まで回復すると認められないものについては、当該時価を
もって貸借対照表価格とするとともに、評価差額を当事業年
度の損失として減損処理することとしております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。また、
時価が「著しく下落した」と判断するための基準については、
当組合「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会「金
融商品会計に関する実務指針」によっております。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は、ありません。

26. 保有目的を変更した有価証券は、ありません。

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券
の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社 債	100	300	300	200
外国債券	—	—	230	—
合 計	100	300	530	200

28. 金銭の信託は、保有しておりません。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、次
のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,872 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,364 千円
減価償却損金算入限度超過額	2,905 千円
課税所得の繰越欠損金	— 千円
その他	11,501 千円
繰延税金資産小計	26,642 千円
評価性引当額（△）	— 千円
繰延税金資産合計	26,642 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	5,321 千円
繰延税金負債合計	5,321 千円
繰延税金資産の純額（△負債）	21,321 千円

30. 会計上の変更及び過去の誤謬の訂正については、「会計上の変更
及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21
年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基
準の適用指針」（企業会計基準適用指針 24 号平成 21 年 12 月 4 日）
を適用しております。



五島・玉之浦椿

損益計算書		(単位：千円)	
科 目	平成 30 年度	令和元年度	
経 常 収 益	229,009	240,323	
資 金 運 用 収 益	213,940	224,648	
貸 出 金 利 息	187,833	197,436	
預 け 金 利 息	5,929	5,594	
有価証券利息配当金	17,776	18,871	
その他の受入利息	2,400	2,746	
役 務 取 引 等 収 益	7,756	8,132	
受入為替手数料	4,168	4,161	
その他の役務収益	3,588	3,971	
そ の 他 業 務 収 益	2,481	7,291	
国債等債券売却益	—	5,150	
国債等債券償還益	—	—	
その他の業務収益	2,481	2,140	
そ の 他 経 常 収 益	4,830	250	
貸倒引当金戻入益	3,870	—	
償却債権取立益	1	48	
その他の臨時収益	959	202	
経 常 費 用	170,208	172,061	
資 金 調 達 費 用	8,496	9,301	
預 金 利 息	8,361	9,179	
給付補填備金繰入額	135	122	
借 用 金 利 息	—	—	
役 務 取 引 等 費 用	17,351	17,591	
支払為替手数料	976	958	
その他の役務費用	16,375	16,633	
そ の 他 業 務 費 用	—	—	
国債等債券売却損	—	—	
その他の業務費用	—	—	
経 費	141,600	141,701	
人 件 費	95,607	91,841	
物 件 費	45,451	49,216	
税 金	541	643	
そ の 他 経 常 費 用	2,760	3,468	
貸倒引当金繰入額	—	1,090	
貸 出 金 償 却	—	367	
その他の経常費用	2,760	2,010	
経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	58,800	68,261	
特 別 利 益	—	—	
特 別 損 失	62	0	
そ の 他 の 特 別 損 失	62	0	
税引前当期純利益 (△ 純損失)	58,737	68,261	
法人税、住民税及び事業税	17,887	14,716	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,801	3,823	
法 人 税 等 合 計	16,085	18,539	
当 期 純 利 益 (△ 純 損 失)	42,651	49,721	
繰越金 (当 期 首 残 高)	234,689	242,412	
当期末処分剰余金 (△ 未処理損失)	277,340	292,134	

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たりの当期純利益 57 円 56 銭

経費の内訳		(単位：千円)	
科 目	平成 30 年度	令和元年度	
人 件 費	95,607	91,841	
報 酬 給 料 手 当	77,834	76,753	
賞与引当金純繰入額	6	△ 645	
退 職 給 付 費 用	7,973	5,407	
社 会 保 険 料 等	9,793	9,679	
物 件 費	45,451	49,216	
事 務 費	23,799	25,618	
固 定 資 産 費	6,540	7,084	
事 業 費	4,258	4,085	
人 事 厚 生 費	1,262	1,156	
預 金 保 険 料	3,825	3,946	
有形固定資産償却	5,500	7,060	
無形固定資産償却	265	265	
税 金	541	643	
固 定 資 産 税	358	503	
印 紙 税	125	90	
そ の 他 諸 税	57	49	
経 費 合 計	141,600	141,701	

剰余金処分計算書		(単位：千円)	
科 目	平成 30 年度	令和元年度	
当 期 未 処 分 剰 余 金	277,340	292,134	
剰 余 金 処 分 額	34,928	36,555	
利 益 準 備 金	28,000	29,000	
普通出資に対する配当金	(1.75%) 6,928	(1.75%) 7,555	
繰越金 (当期末残高)	242,412	255,579	

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 9 に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

なお、当組合は員外監事（1 名）を導入しております。

代表理事による適正性及び有効性の確認

私は当組合の平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの第 63 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和 2 年 6 月 19 日

福江信用組合
理事長 貞 方 英 世

経理・経営内容

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
資 金 運 用 収 益	213,940	224,648
資 金 調 達 費 用	8,496	9,301
資 金 運 用 収 支	205,443	215,347
役 務 取 引 等 収 益	7,756	8,132
役 務 取 引 等 費 用	17,351	17,591
役 務 取 引 等 収 支	△ 9,595	△ 9,458
そ の 他 業 務 収 益	2,481	7,291
そ の 他 業 務 費 用	0	0
そ の 他 業 務 収 支	2,481	7,291
業 務 粗 利 益	198,330	213,179
業 務 粗 利 益 率	1.24	1.27

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
役 務 取 引 等 収 益	7,756	8,132
受 入 為 替 手 数 料	4,168	4,161
そ の 他 の 受 入 手 数 料	3,588	3,971
役 務 取 引 等 費 用	17,351	17,591
支 払 為 替 手 数 料	976	958
そ の 他 の 支 払 手 数 料	9,365	9,297
その他の役務取引等費用	7,009	7,335

受取利息および支払利息の前期比増減

(単位：千円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
受 取 利 息 の 増 減	10,845	10,708
支 払 利 息 の 増 減	674	804

常勤役員1人当りの預金及び貸出金期末残高 (単位：百万円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
1 人 当 り の 預 金 残 高	715	755
1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	513	558

1店舗当りの預金及び貸出金期末残高 (単位：百万円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	6,435	6,803
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	4,622	5,030

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経 常 収 益	255,645	216,424	226,524	229,009	240,323
経 常 利 益	46,206	42,215	47,466	58,800	68,261
業 務 純 益	86,464	43,611	56,482	56,729	71,478
当 期 純 利 益	55,875	46,423	34,231	42,651	49,721
預 金 積 金 残 高	10,816,682	11,260,577	11,972,421	12,871,574	13,606,337
貸 出 金 残 高	7,719,805	8,069,462	8,446,011	9,244,838	10,060,263
有 価 証 券 残 高	1,216,653	1,114,380	1,424,203	1,318,277	1,369,179
総 資 産 額	13,636,601	14,549,638	15,546,371	17,156,110	17,101,346
純 資 産 額	746,326	824,164	910,830	1,008,942	1,037,270
自己資本比率 (単体)	9.16%	9.36%	9.66%	10.03%	9.88%
出 資 総 額	260,267	300,003	355,101	419,744	442,749
出 資 総 口 数	520,534口	600,006口	710,203口	839,488口	885,498口
出資に対する配当金	(1.75%) 4,215	(1.75%) 4,959	(1.75%) 5,812	(1.75%) 6,928	(1.75%) 7,555
組 合 員 数	2,915人	2,954人	2,973人	3,029人	3,047人
常 勤 役 職 員 数	16人	18人	16人	18人	18人
(職 員 数)	13人	15人	13人	15人	15人
店 舗 数	2店	2店	2店	2店	2店

(注) 残高計数は期末日現在、職員数は役員を除いた人数です。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 (単位：百万円, %)

科 目	年度	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	30 年度	15,958	213	1.34
	元年度	16,665	224	1.34
う ち 貸 出 金	30 年度	8,719	187	2.15
	元年度	9,570	197	2.06
う ち 預 け 金	30 年度	5,846	5	0.10
	元年度	5,648	5	0.09
う ち 有 価 証 券	30 年度	1,328	17	1.33
	元年度	1,364	18	1.38
資 金 調 達 勘 定	30 年度	15,155	8	0.05
	元年度	15,788	9	0.05
う ち 預 金 積 金	30 年度	12,184	8	0.06
	元年度	13,019	9	0.07
う ち 借 用 金	30 年度	2,971	—	0.00
	元年度	2,769	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (30 年度 1 百万円、元年度 1 百万円) をそれぞれ控除して表示しております。

その他業務収支 (損益) の内訳 (単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度
国 債 等 債 券 関 係 損 益	0	5
そ の 他	2	2
その他業務収支の損益	2	7

内国為替取扱実績 (単位：件、百万円)

区 分		平成 30 年度		令和元年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	4,555	4,859	4,495	5,075
	他の金融機関から	9,823	4,576	10,380	5,025
代金取立	他の金融機関向け	593	356	614	356
	他の金融機関から	139	82	108	43

代理貸付の内訳 (件数及び残高) (単位：件、百万円)

区 分	平成 30 年度末		令和元年度	
	件数	残高	件数	残高
全国信用協同組合連合会	—	—	—	—
(株) 日本政策金融公庫	6	3	3	1
合 計	6	3	3	1

総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
資金運用利回 (a)	1.34	1.34
資金調達原価率 (b)	0.99	0.95
総資金利鞘 (a - b)	0.35	0.39

預貸率および預証率 (単位：%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度
預 貸 率	(期 末)	71.82	73.93
	(期中平均)	71.56	73.51
預 証 率	(期 末)	10.24	10.06
	(期中平均)	10.90	10.47

総資産利益率 (単位：%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.36	0.40
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.26	0.29

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$



奈留島 江上天主堂 (世界文化遺産構成資産)



久賀島 旧五輪教会堂 (世界文化遺産構成資産)

預金の状況

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	3,479	28.6	3,644	28.0
定 期 性 預 金	8,704	71.4	9,374	72.0
合 計	12,184	100.0	13,019	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	9,537	74.1	9,754	71.7
法 人	3,334	25.9	3,851	28.3
一 般 法 人	2,160	16.7	2,427	17.8
金 融 機 関	301	2.3	500	3.7
公 金	529	4.1	547	4.0
そ の 他	343	2.6	376	2.8
合 計	12,871	100.0	13,606	100.0

貸出金の状況

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	908	10.4	973	9.7
証 書 貸 付	7,592	87.1	8,874	88.2
当 座 貸 越	218	2.5	212	2.1
合 計	8,719	100.0	10,060	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	550	6.0	471	4.7
農 業、林 業	222	2.4	299	3.0
漁 業	50	0.6	49	0.5
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	704	7.6	817	8.1
電気、ガス、熱供給、水道業	2,132	23.1	2,421	24.1
情 報 通 信 業 業	5	0.1	1	0.0
運輸業、郵便業	25	0.3	19	0.2
卸売業、小売業	541	5.9	560	5.6
金融業、保険業	-	-	-	-
不 動 産 業	547	5.9	680	6.8
物 品 賃 貸 業	54	0.6	49	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	4	0.0	7	0.1
宿 泊 業 業	—	—	—	—
飲 食 業	344	3.7	368	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	51	0.6	75	0.7
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	98	1.1	123	1.2
その他のサービス	87	0.9	143	1.4
そ の 他 の 産 業	267	2.9	303	3.0
小 計	5,688	61.5	6,394	63.6
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,556	38.5	3,666	36.4
合 計	9,244	100.0	10,060	100.0

貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	269	2.9	337	3.4
動 産、不 動 産	1,175	12.7	1,018	10.1
そ の 他	18	0.2	24	0.2
小 計	1,463	15.8	1,380	13.7
信用保証協会・信用保険	143	1.6	136	1.4
保 証	7,637	82.6	8,543	84.9
合 計	9,244	100.0	10,060	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,588	17.2	1,862	18.5
設 備 資 金	7,656	82.8	8,197	81.5
合 計	9,244	100.0	10,060	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	185	7.0	167	6.0
住 宅 ロ ー ン	2,472	93.0	2,634	94.0
合 計	2,658	100.0	2,802	100.0

有価証券に関する指標

◎有価証券種類別平均残高

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額（百万円）	構成比（％）	金 額（百万円）	構成比（％）
国 債	99	7.5	6	0.5
社 債	853	64.2	892	65.4
株 式	41	3.1	42	3.1
外 国 証 券	134	10.1	222	16.3
投 資 信 託	200	15.1	200	14.7
合 計	1,328	100.0	1,364	100.0

（注）金銭の信託、商品有価証券については、該当ございません。

◎有価証券の種類別・残存期間別残高

（単位：百万円）

	平成 30 年度						令和元年度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合 計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合 計
国 債	—	104	—	—	—	104	—	—	—	—	—	—
社 債	—	411	315	100	—	826	100	281	308	202	—	893
株 式	—	—	—	—	41	41	—	—	—	—	42	42
外国証券	—	—	33	101	—	135	—	—	230	—	—	230
投資信託	—	—	—	—	210	210	—	—	—	—	202	202
合 計	—	516	348	201	251	1,318	100	281	539	202	245	1,369

◎有価証券の時価情報

〔満期保有目的の債券で時価のあるもの〕

満期保有目的の債券で時価のあるものは保有しておりません。

〔その他有価証券で時価のあるもの〕

（単位：百万円）

	平成 30 年度					令和元年度				
	取得原価又は 帳簿価格	貸借対照表 計 上 額	評価差額	うち益	うち損	取得原価又は 帳簿価格	貸借対照表 計 上 額	評価差額	うち益	うち損
国 債	99	104	5	5	—	—	—	—	—	—
社 債	803	826	22	24	1	902	893	△ 9	16	△ 25
外国証券	134	135	1	2	1	236	230	△ 5	0	△ 5
投資信託	200	210	10	22	11	200	210	2	19	△ 17
合 計	1,237	1,276	99	54	15	1,338	1,326	△ 11	36	△ 48

注 1）時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

〔売買目的有価証券及び子会社・子法人等株式〕

保有目的区分が「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式」は保有しておりません。

〔時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額〕

その他有価証券で時価のないものの貸借対照表計上額は、株式で平成 30 年度 41 百万円、令和元年度 42 百万円であります。

また、満期保有目的の債券で時価のないものは、保有しておりません。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / A
破 綻 先 債 権	平成 30 年度	62,130	357	61,773 100.00
	令和元年度	73,186	10,224	62,961 100.00
延 滞 債 権	平成 30 年度	670	10	660 100.00
	令和元年度	635	10	625 100.00
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成 30 年度	—	—	—
	令和元年度	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 30 年度	39,740	10,011	14,138 60.76
	令和元年度	38,651	9,726	13,671 60.53
合 計	平成 30 年度	102,541	10,378	76,572 84.79
	令和元年度	112,472	19,960	77,258 86.43

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号の①会社更生の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所において取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。

3. 「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～ 3.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B + C)	保 全 率 D / A	貸倒引当金引当率 C / (A - B)
破 産 更 正 債 権 及 び これらに準ずる債権	平成 30 年度	62,800	367	62,433	62,800	100.00	100.00
	令和元年度	73,821	10,234	63,586	73,821	100.00	100.00
危 険 債 権	平成 30 年度	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	平成 30 年度	39,740	10,011	14,138	24,149	60.76	47.55
	令和元年度	38,651	9,726	13,671	23,397	60.53	47.26
不 良 債 権 計	平成 30 年度	102,541	10,378	76,572	86,950	84.79	83.08
	令和元年度	112,472	19,960	77,258	97,218	86.43	83.51
正 常 債 権	平成 30 年度	9,152,919					
	令和元年度	9,950,823					
合 計	平成 30 年度	9,255,460					
	令和元年度	10,063,296					

(注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先債権に対する債権のうち、要管理債権以外の債権及び正常先に対する債権です。

5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

令和元年度自己査定との相関図 (単位：百万円)		
自己査定区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権
破綻先 73	破綻先債権 73	破産更正債権及びこれらに準ずる債権 73
実質破綻先 0	延滞債権 0	危険債権 0
破綻懸念先 0	3 ヶ月以上延滞債権 0	要管理債権 38
要管理先 38	貸出条件緩和債権 38	
その他の要注意先 988		
正常先 8,962		正常債権 9,950
非区分 0		

■自己資本の充実の状況（新・自己資本比率規制）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項 目	平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	経過措置による 不 算 入 額	金 額	経過措置による 不 算 入 額
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	957,156		1,022,328	
うち、出資金及び資本剰余金の額	419,744		442,749	
うち、利益剰余金の額	544,340		587,134	
うち、外部流失予定額（△）	6,928		7,555	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,720		14,657	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14,720		14,657	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,212		4,169	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	977,088		1,041,154	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	—	—	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—		—	
自己資本の額（ハ）＝（イ－ロ）	977,088		1,041,154	
信用リスク・アセットの額の合計額	9,380,079		10,159,689	
資産（オンバランス）項目	9,379,568		10,159,394	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	14,116		14,116	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	14,116		14,116	
オフ・バランス等取引項目	511		295	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	358,321		377,050	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	9,738,401		10,536,739	
自己資本比率（ハ/二）	10.03%		9.88%	

（注） 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定のに基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実の状況（新・自己資本比率規制）

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額	9,380,079	375,203	10,159,689	406,387
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	9,351,837	374,073	10,145,278	405,811
①ソブリン向け	—	—	—	—
②金融機関向け	848,090	33,923	837,107	33,484
③法人等向け	3,851,223	154,048	4,856,013	194,240
④中小企業・個人向け	546,746	21,869	563,606	22,544
⑤抵当権付住宅ローン	539,085	21,563	584,620	23,384
⑥不動産取得等事業向け	180,532	7,221	234,182	9,367
⑦三月以上延滞等	370	14	10,216	408
⑧出資等	98,550	3,942	97,933	3,917
⑨他の金融機関の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかったものの部分に係るエクスポージャー	82,000	3,280	82,000	3,280
⑪その他	3,205,241	128,209	2,879,601	115,184
⑫証券化エクスポージャー	—	—	—	—
⑬経過措置によりリスク・アセットに算入されるものの額	14,116	564	14,116	564
⑭他の金融機関の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑮CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑯中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	358,321	14,332	377,050	15,082
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	9,738,401	389,536	10,536,739	421,469

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金の協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、④～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しており、算定方法は以下のとおりです。〔粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%〕÷（直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数）÷8%

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■自己資本の充実の状況（新・自己資本比率規制）

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャーの主な地域別、種類別及び残存期間別の期末残高

（単位：百万円）

区 分	信用リスクエクスポージャーの期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		その他			
	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度
国 内	16,961	16,803	9,183	9,984	932	893	6,846	5,926	62	73
国 外	134	230	－	－	134	230	－	－	－	－
地 域 別 合 計	17,095	17,033	9,183	9,984	1,066	1,123	6,846	5,926	62	73
製 造 業	887	792	550	472	300	283	37	37	－	－
農 業 、 林 業	222	300	222	300	－	－	－	－	－	－
漁 業	51	49	51	49	－	－	－	－	－	－
建 設 業	704	761	647	761	－	－	－	－	57	56
電気、ガス、熱供給、水道業	2,133	2,422	2,133	2,421	－	－	－	1	－	－
情 報 通 信 業	215	200	5	1	210	199	0	0	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	25	19	25	19	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	541	561	541	561	－	－	－	－	－	－
金 融 業 、 保 険 業	6,862	5,883	－	－	352	541	6,300	5,342	－	－
不 動 産 業	648	780	548	680	100	100	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	55	49	55	49	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス	5	7	5	7	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	345	369	345	369	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	51	75	51	75	－	－	－	－	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	98	124	98	124	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	87	144	87	144	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 産 業	268	303	268	303	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	199	99	－	－	104	－	95	99	－	－
個 人	3,556	3,649	3,551	3,649	－	－	－	－	5	17
そ の 他	143	447	1	0	－	－	414	447	－	－
業 種 別 合 計	17,095	17,033	9,183	9,984	1,066	1,123	6,846	5,926	62	73
1 年 以 下	11,954	11,952	7,129	7,385	－	100	4,825	4,467		
1 年 超 3 年 以 下	1,393	1,156	532	620	101	96	760	440		
3 年 超 5 年 以 下	781	809	367	623	414	186	－	－		
5 年 超 7 年 以 下	772	1,090	423	650	349	440	－	－		
7 年 超 10 年 以 下	608	696	608	597	－	99	－	－		
10 年 超	257	259	55	57	202	202	－	－		
期間の定めのないもの	622	500	47	51	－	－	575	449		
そ の 他	708	571	22	1	－	－	686	570		
残 存 期 間 別 合 計	17,095	17,033	9,183	9,984	1,066	1,123	6,846	5,926		

- 注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
- 具体的には現金、預け金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■自己資本の充実の状況（新・自己資本比率規制）

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 30 年度	13	14	—	13	14
	令和元年度	14	14	—	14	14
個別貸倒引当金	平成 30 年度	72	63	4	68	63
	令和元年度	63	64	0	63	64
合 計	平成 30 年度	86	77	4	81	77
	令和元年度	77	78	0	77	78

注) 貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は債権額から担保の処分可能見込額等を減算し、残債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先および破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額等を減算し、残債権額の全額を引当てております。なお、それぞれの結果については監事監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度
建 設 業	21	21	21	21	21	21	21	21	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	50	42	40	53	50	42	40	53	4	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	72	63	62	74	72	63	62	74	4	0

注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリア（五島市のみ）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却については、期首の個別貸倒引当金の目的使用による取崩し償却額は、相殺しております。

(4) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	平成 30 年度			令和元年度		
	格付適用有り	格付適用無し	計	格付適用有り	格付適用無し	計
0%	99	251	350	—	290	290
10%	—	143	143	—	136	136
20%	140	6,450	6,590	243	5,546	5,789
35%	—	1,540	1,540	—	1,670	1,670
50%	—	62	62	—	73	73
75%	—	839	839	—	864	864
100%	938	6,695	7,633	740	7,545	8,285
150%	—	—	—	—	—	—
250%	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	1,179	15,979	17,158	983	16,124	17,107

注) 1. 格付は、適格格付機関（R & I、JCR、S & P、Moody's）が付与しているものを記載しております。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	316	358	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。なお、上記「保証」には、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、(株)地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャーを含みません。

■自己資本の充実の状況（新・自己資本比率規制）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 該当なし。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 該当なし。

7. 出資等又は株式等エクスポージャー（以下「出資等」という。）に関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円) 注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	251	251	245	245

等に基づき、市場価格のないものは簿価により計上しております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含め記載しております。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 …… 該当なし。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度
評 価 損 益	39	▲ 11

(注) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額とは、「その他有価証券」の時価評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 …… 該当なし。

(注) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額とは、「子会社株式及び関連会社株式」の評価損益です。

8. 金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスク（通称：IRRBB）

(単位：百万円)

項番		△ EVE（経済価値の変動）		△ NII（期間収益の変動）	
		平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	47	114		0
2	下方パラレルシフト	0	0		22
3	ス テ ィ ー プ 化	84	147		
4	フ ラ ッ ト 化	—	—		
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下	—	—		
7	最 大 値	84	147		22
8	自 己 資 本 の 額	977	1,041		

注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号（平成 31 年 2 月 18 日）による改正を受け、平成 31 年 3 月末から△ EVE を開示しております。また、令和 2 年 3 月末から△ NII を開示することとなりました。このため△ NII については開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

※△ EVE とは、IRRBB のうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

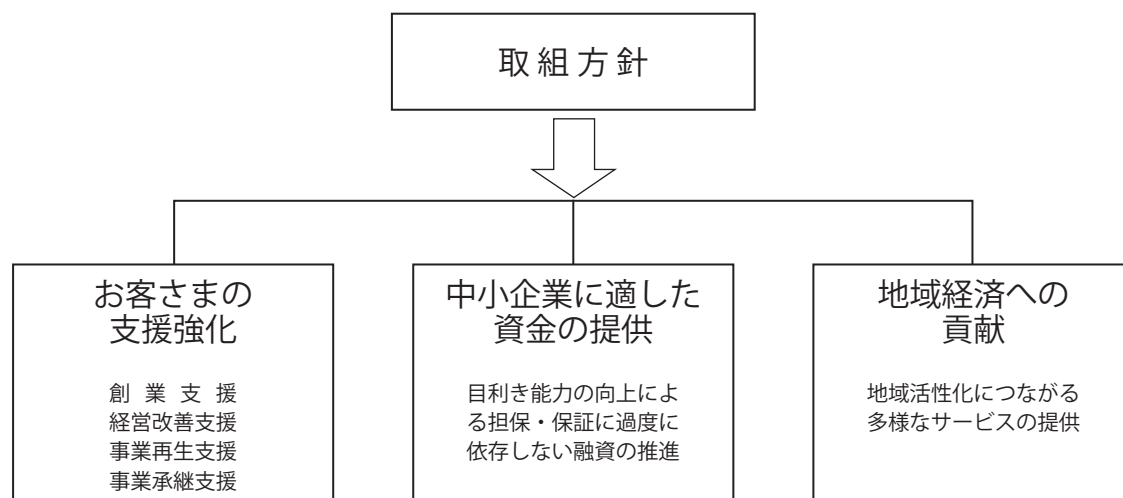
※△ NII とは、IRRBB のうち金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVE ※に関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) IRRBB の算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
- (6) IRRBB の算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 全事業年度末の開示からの変動に関しては開示初年度であるため記載していません。
- (9) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

4. △ EVE 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

当組合はお客さまとのフェイス・トゥ・フェイスを重視し、財務諸表等に表れない経営者の人柄、技術力、販売力など、中小零細企業の経営実態把握に努めております。こうした活動を通じ、本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでおります。



■経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し、経営課題などの相談に親身になって対応しております。また、お取引先の経営課題を発掘し、経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業再生支援協議会の活用などお客さまにとって最善のアドバイスを行うための相談業務を行っております。

■外部機関等との連携

ベンチャー起業家の育成と地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、五島市商工観光課、福江商工会議所、五島市商工会等と連携を深め、中小企業者の育成、支援をお手伝いしております。

また、創業支援、農商工連携、中小企業者及び農林水産業者の振興を目的に27年6月、日本政策金融公庫長崎支店と業務連携の契約を交わしました。経営支援に関する情報やノウハウの共有、協調融資、創業・経営支援セミナーへの協賛など、地域経済の活性化に努めてまいります。

■目利き能力の向上・人材育成

当組合は中小零細企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでおります。その一環として、九州地区信用組合協議会等主催の研修に計画的に職員を参加させております。

- ・目利き（財務・企業分析基礎）研修
- ・融資審査診断士育成研修
- ・企業再生支援研修
- ・リスク管理研修
- ・企業支援ランクアップ研修
- ・渉外管理者レベルアップ研修
- ・経営革新等認定支援機関向け研修
- ・他金融機関への職員トレーニー参加 など

■顧客ニーズを踏まえた融資商品の提供

当組合は、地域的な特性を活かした新規事業の取組みとして、国が買取価格を制度化したことにより平成25年度から再生可能エネルギー分野への融資を積極的に推進し、特に太陽光発電事業については、平成25年度22先6億円、平成26年度54先16億円、27年度17先11億4千万円、28年度10先2億9千1百万円、29年度18先4億5百万円、30年度11先4億8千6百万円、令和元年度17先7億5千万円と順調に融資実績を積み上げることが出来ています。なお、発電量と売電実績は、ほぼシュミレーションどおり推移しております。

本事業への融資取組みは、新規取引の優良先組合員を増加させ、融資残高を飛躍的に伸ばしたことから収益力強化と組合の業容拡大に繋がりました。

また、平成29年度から施行されている国境離島新法の物資輸送費支援事業等を活用した新規創業支援、事業拡大支援事業を通じた融資の実行により、島内経済の活性化に寄与しております。



■中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでおります。

当組合では、お取引先に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客さまとの信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客さまとの親密な関係を築くことに重点を置き活動しております。

こうした活動を通じてお客さまの経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるように心がけております。さらに経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業再生支援協議会の活用等お客さまにとって最善のアドバイスを行うことに注力しております。今後も「地元のお金は地元に還元する」をモットーに、お客さまの金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。



大瀬崎灯台

■苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融 ADR、Alternative Dispute Resolution）が導入され、平成 22 年 10 月から指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられています。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めております。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店にお申し出ください。

— 福江信用組合 —

電話番号：0959-72-4181

受付日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

●紛争解決措置

弁護士等による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

— 一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 —

電話番号：03-3567-2456

受付日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

— 弁護士会 —

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、長崎弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、長崎弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しただことにより、手続きを進めることができます。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

当組合では、近年、偽造カードによる不正払い戻し等、多発している犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、下記のような対策に取り組んでいます。

●カード紛失受付センターへの加入

通常日のカード紛失等については営業店窓口で受け付けておりますが、時間外や休日の通帳・カードの盗難・紛失等の電話受付は、当組合営業店の留守番電話を通じて、カード紛失受付センターで終日対応しております。

	電 話 番 号	受 付 時 間
カード紛失受付センター（信組情報サービス㈱）	047-498-0151	時間外及び休日の場合、センターで 24 時間受付
営業店（本店）	0959-72-4181	営業時間中は営業店で受け付けます。時間外や休日の場合は、営業店の留守番電話にて上記センターへの連絡をお願いしております。
営業店（奈留出張所）	0959-64-2063	

●ご利用限度額の制限

当組合及び提携他行でのお引出し	1 口座 1 日あたり 100 万円まで
-----------------	----------------------

※対象は普通預金及びカードローンカードです。

※限度額はお客様のご希望により、300 万円以内（10 万円単位）で変更することができます。窓口へお申込みください。

●暗証番号、カードおよびカードご利用明細書の管理について

- ・暗証番号は、生年月日等の他人に推測されやすい番号以外をお選びください。
- ・カードは、ご本人であることを示す各種資料（運転免許証、パスポート、健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。
- ・カードご利用明細書をキャッシュコーナーに置き忘れないようにご注意ください。

※類推されやすい番号を設定の方は A T M による暗証番号変更をお勧めします。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）に対応し、A T M や窓口での不正な引き出しに対するお客様の被害額の補償を実施しています。

カード・通帳		補償となる被害	補償の対象となる取引		
			お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
個人	キャッシュカード及び カードローンカード	偽造	被害額全額補償	被害額全額補償	補償なし
		盗難		被害額の 75%補償	
共通	普通預金・貯蓄預金通帳	盗難	カード被害に準じて補償。ただし、お客様の過失により補償できない場合があります。		

- (注) 1. 個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。過失については下記をご参照下さい。
2. その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

1. お客様の重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

2. お客様の過失となりうる場合

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) 上記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- ① 暗証番号の管理
 - ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するように個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合。
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施しております。さらに同法の改正により取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）を行っております。この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主な取引

- 口座開設
- 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- 200万円を超える現金の入出金
- 融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合がございます。

■確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人の場合	氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
	職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記の確認書類のほか、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	定款、登記事項証明書 など
	取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方（実質的支配者）の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限定させていただきます。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をともなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- 過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
- 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- 特定の国に居住、所在する者との取引 など

マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度は、平成30年1月から届出対象が広がり、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しています。届出には必要な取引と任意の取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いします。重要な個人情報であることから十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしています。

●個人の方で必要となる主な取引

- ・ マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- ・ 国債などの証券取引
- ・ 財形住宅、財形年金で取り扱う非課税預金
- ・ 外国送金や受け取り など

コンプライアンス（法令等遵守）について

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令やルール（内部規程等）を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。一般企業に比し、より高い公共的使命をもっていることから、それに対応して社会的責任を負うことが求められております。

そのため、当組合では、これまで自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、社会の信頼の維持・向上に努めてきましたが、金融機関を取り巻く情勢などを考えると、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取組をより強化する必要があります。

●基本方針

当組合は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しております。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「内部統制を基盤としたリスク管理」です。当組合は、全ての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

●倫理綱領と行動規範

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共使命を果たすことを目的として、『ふくしん倫理綱領』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでおります。

■ふくしん倫理綱領

1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して悖ることのない公正な業務運営を行う。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

■役職員の行動規範

1. 信頼の確保

- ・私たちは、良識をもって節度ある行動に努めます。
- ・私たちは、社会の一員として各種の法令や当組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し尊重します。
- ・私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- ・私たちは、お客様にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- ・私たちは、常に注意深く厳正な事務を行います。
- ・私たちは、公私混同をしません。

2. 利益相反行為等の禁止

- ・私たちは、信用組合の業務または職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- ・私たちは、社会常識を踏まえお客様との健全な関係を保ちます。

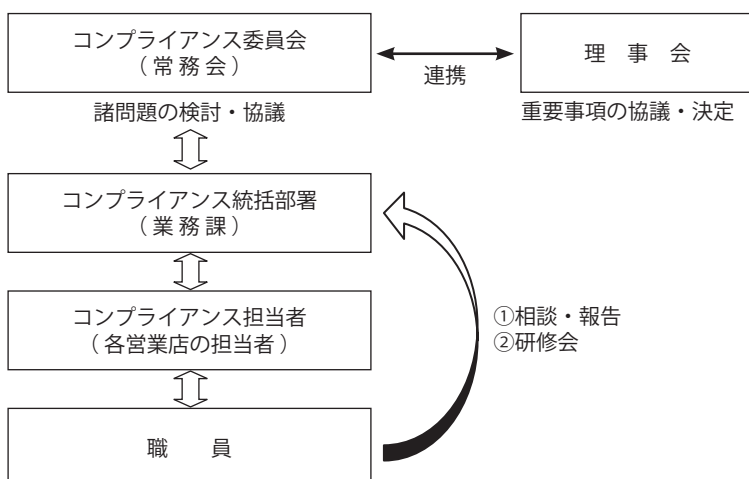
3. 情報管理

- ・私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
- ・私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4. 職場規律

- ・私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、全ての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- ・私たちは、服装や言葉づかい等基本的なマナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

●コンプライアンスの組織体制



■反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力に関する取引規定」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署をコンプライアンス統括部署（業務課）に設け、組合内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 理事及び職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、なんらかの関係を有してしまったときは、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

適切な勧誘・募集について

当組合では、金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針を策定し店頭で公表しております。お客様に適正な勧誘を行い、保険の代理店業務についても適切な募集となるよう内容については適時見直しをしております。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または下記までお問い合わせください。
本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

■保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 2. 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
 3. 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 4. 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられております。
- (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。

- ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2)「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」、「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円（特定の疾病に限られる保険は1万円）、合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円（特定の疾病に限られる保険は40万円）、合計40万円

5. 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続きの方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、又は保険会社と連携してご対応させていただきますこととさせていただきます。

6. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に係るリスク】

1. 保険商品は預金等ではありませんので、預金保険制度の対象外です。
また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
2. 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
3. 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。
（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」等をご参照ください。）

保険契約に関する苦情、ご相談等はお近くの営業店窓口または、下記までお問い合わせください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

個人情報保護について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等（以下法等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。また、この保護宣言等につきましては、営業店の窓口に掲示することにより公表していますが、内容を適時見直し改善してまいります。

●個人情報保護宣言（個人データの安全管理に関わる基本方針）

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的外で利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段によりお客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1)法令等により必要とされている場合

(2)お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申出ください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

個人情報保護について

平成 17 年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。この法律は、「個人情報」の保護を目的としており、その目的を達成するため、個人情報取扱事業者に対し、守らなくてはならないルールを定めております。

当組合は、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うよう「個人情報保護宣言」を作成し、「個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的」とともに店頭に掲示しております。

●個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- (2) 保険販売業務など、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認や、金融商品やサービスをご利用いただく資格などの確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理など、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用などに際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して、個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) お客様との契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社などの商品やサービスの各種ご案内のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) 組合員資格の確認および管理のため
- (14) お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用するため
- (15) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 機微情報に関わる利用目的

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号）に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

4. 個人信用情報に関わる利用目的

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

リスク管理について

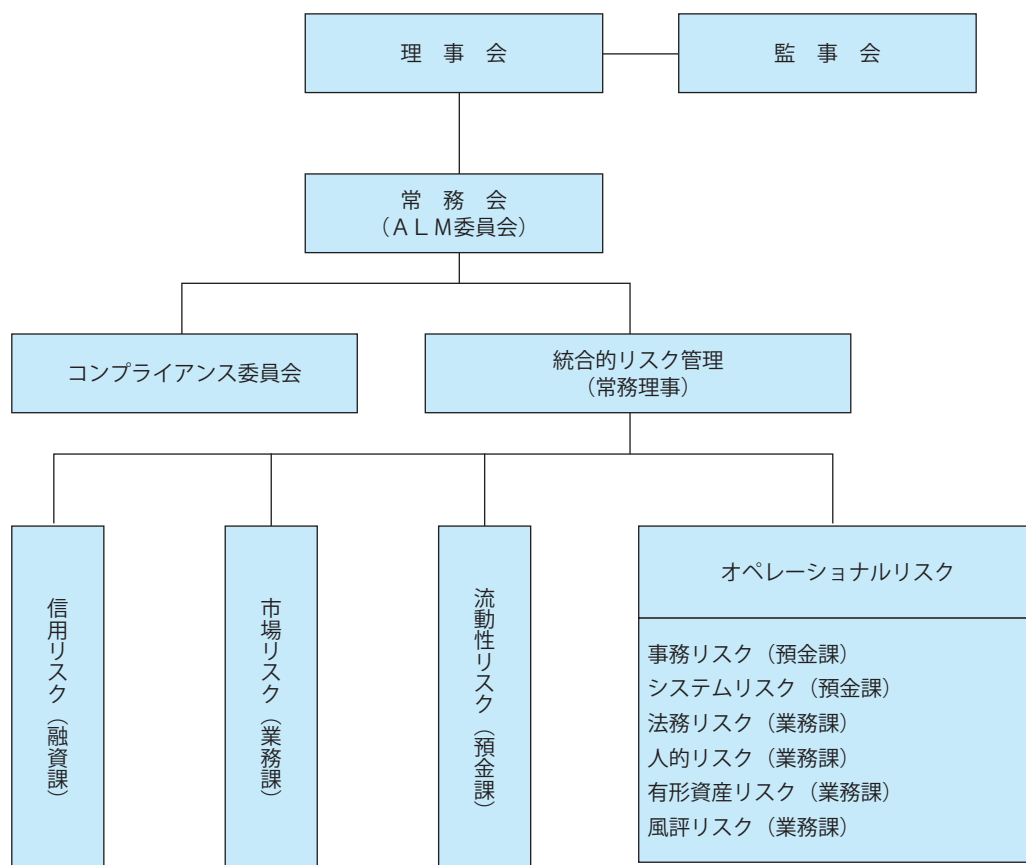
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性は、益々高くなっております。当組合は、本来業務である融資の信用リスク管理は勿論のこと、余資運用している有価証券などの市場リスクについても、リスク管理の充実・強化に取り組んでおります。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクル（計画→実行→チェック→改善）を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき経営陣が管理すべき各種リスクについては、常務会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

■統合的リスク管理組織体制



リスク管理について

■統合的リスクについて

		内 容	管 理 方 針
信用リスク管理		お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定し、一定基準以上の貸出については融資審査委員会で厳正な審査を実施しております。 また、信用リスクの管理に当たっては特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めております。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しております。
市場リスク管理		金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについて担当部署の業務課が毎月末リスクの計量・分析を行い、常務会（ALM委員会）に報告し、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理に努めております。
流動性リスク管理		資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めております。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しております。
オペレーショナルリスク管理	事務リスク管理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱にかかわる事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めて、チェック体制の強化を図っております。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査及び検査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しております。
	システムリスク管理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社（SKC）の運営・管理する共同オンラインシステム（勘定系・情報系・顧客管理など）を利用しております。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に止めるための対応策（コンティンジェンシープラン）を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでおります。
	法務リスク管理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、法務リスクの未然回避に努めております。
	人的リスク管理	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇などの問題）から生じる労務問題、健康問題、差別的行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど）により損失を被るリスクをいいます。	業務課を人的リスクの所管部署として定め、職員に対する計画的な研修・教育の実施により、人的リスクの管理能力の向上を図っております。
	有形資産リスク管理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	業務課を有形資産リスクの所管部署として定め、設備などの日常点検や「コンティンジェンシープラン」などに基づき、リスクの削減に取り組んでおります。
	風評リスク管理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めております。

預金業務

預金の種類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座		1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高500万円まで自動的にご融資が受けられます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
普通預金		いつでも自由に出し入れができる預金です。 キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など日常のお財布代わりにご利用ください。		
貯蓄預金		普通預金より有利なお利息となる個人専用の預金です。さしあたって必要のないお金の短期運用にご利用下さい。普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納税準備預金		納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。	ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	
当座預金		お取引の支払に手形、小切手にご利用いただける預金です。会社や商店などでは資金管理ができて便利です。	いつでも 出し入れ自由	
通知預金		短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。		100円以上
	変動金利定期預金	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱も可能です。	1年、2年、3年	100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間（1年）経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上3年以内	100円以上 300万円未満
定期積金		毎月一定の日に定額を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。。	1年以上5年以内	5,000円以上

預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっております。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外（預金保険の対象外）

注1）決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

注2）保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

為替・サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金、配当金など）
- 支払サービス（公共料金、クレジット代金、保険料など）
- 送金サービス（授業料、家賃、その他）
- キャッシュカード
- 給与振込
- 年金・税務などの各種相談サービス

融資業務

個人向けローン				
	商 品 名	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみちで自由なローン	カードローン アラカルト1	いつでも、どこでも、カード1枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。20歳以上65歳以下の個人で主婦の方も気軽にご利用できます。毎月の返済も定額なので計画的に返済できます。	30万円～300万円以内	契約期間1年 (自動更新) ただし、更新時 年齢65歳まで
	カードローン アラカルト2			
	カードローン アラカルト3			
	フリーローン・チョイス	満20歳以上、完済時年齢81歳未満の方でかつ安定、継続した収入の見込める方。 (アルバイト、主婦は30万円が限度)	10万円～500万円以内	10年以内
	すけっとローン (フリーローン)	満20歳以上、完済時81歳未満の方でかつ安定、継続した収入のある方。(パート、アルバイト、主婦も可) 必要書類は本人確認書類のみ。 まとめ資金、事業性資金も申込可能。	10万円～500万円以内	6ヶ月以上 11年以内
	シルバーライフローン	満60歳以上、完済時年齢81歳未満の健康で返済能力のある当組合への年金振込み受給者。 (前年度年収の50%以内が限度)	10万円～100万円以内	5年以内
お使いみち特定のローン	カーライフローン	満18歳以上で完済時年齢76歳未満の方。 安定、継続した収入の見込める方。(就職内定者含む) 資金使途は、車両購入・修理、免許取得等費用、他金融機関の車購入に関するローン借換費用。	10万円～1,000万円以内	10年以内
	奨学ローン	満20歳以上で完済時年齢76歳未満の勤続年数2年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用、他金融機関の教育資金に関するローン借換費用。	10万円～500万円以内 (受験にかかる費用は100万円を上限)	15年以内
	教育カードローン チャンス	満20歳以上で完済時年齢70歳以下の勤続年数2年以上又は営業年数2年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用	100万円～300万円以内 (受験にかかる費用は極度額100万円)	契約期間1年 (自動更新) 但し、更新時 年齢70歳まで
	バリアフリーローン リフォームローン	満20歳以上で完済時年齢76歳未満の勤続年数2年以上または、安定、継続した収入の見込める方。 資金使途は、リフォーム関連資金(借換含む)、介護対策用の増改築費用、福祉車両購入費用等、家屋解体費用	10万円～500万円以内 または 100万円～1,000万円以内	10年以内 または 15年以内
	ふくしん住宅ローン	満20歳以上65歳未満で完済時年齢満80歳未満の方。 勤続年数1年以上または、営業年数3年以上で年間所得100万円以上の個人の方。 資金使途は、住宅の新築・購入(土地のみの購入の方は3年以内に新築条件)、建て替え、増改築、リフォーム、中古住宅の購入、他金融機関住宅ローン借換。	10万円～1億円以内 (大学生以下のお子様が3人以上いる方は、子育て支援優遇金利があります)	35年以内 固定金利選択型 (3年、5年、10年)と変動金利 選択があります

事業者向けローン (定型ローン以外の個人を含む)			
商 品 名	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
信用保証協会または保証会社提携ローン	協会・保証会社等の保証が得られる方は低金利の融資が可能です。	協会・保証会社の保証の範囲内	個別に協議
当組合プロパーローン	当組合の組合員(個人または法人)。 資金使途等により個別に相談。	当組合の与信限度の範囲内	

以上の他、代理貸付業務(全信組連、商工中金、(株)日本政策金融公庫の教育ローン等)、保険窓販を取り扱っております。金利情報等詳しくは、当組合営業店窓口へお問い合わせ戴くか、当組合ホームページへアクセスしてください。

店舗・地区一覧

店舗一覧（事務所の名称・所在地・自動機設置状況）

店 舗	所 在 地	電 話	自動機
本店営業部	〒853-0002 五島市中央町8番地15	0959-72-4181	A T M 1 台
奈留出張所	〒853-2201 五島市奈留町浦1818-4	0959-64-2063	A T M 1 台



常 勤 役 員



本店融資課



本店預金課・業務課



奈留出張所

地区一覧 五 島 市

手数料一覧

（令和2年7月現在、単位：円）

●為替手数料

種 類			組 合 員	組 合 員 外	
窓口振込	当組合同一店内		5万円未満	110	220
			5万円以上	220	440
	当組合他店宛		5万円未満	220	330
			5万円以上	330	550
	他行宛 (当組合以外)		5万円未満	550	660
			5万円以上	660	880
※ ATM 振込 (カード扱い)	当組合 カード	当組合宛	5万円未満	0	110
			5万円以上	0	220
		他行宛	5万円未満	330	440
			5万円以上	440	660
	他 行 カード	当組合宛	5万円未満	440	440
			5万円以上	660	660
		他行宛	5万円未満	550	550
			5万円以上	770	770
取立	同一手形交換所内		220	220	
	隔地間 (その他の金融機関宛)	至急扱い	660	880	
		普通扱い	550	770	
その他	振込・取立手形の組戻料		660	880	
	不渡手形返却料		128		
	取立手形店頭呈示料		129		

※ATM振込（他行カード振込業務）の提携先は、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組、郵貯です。ATM振込の1日当たりご利用限度は100万円以内で、カード取扱のみ可能、現金でのご利用はできません。

●CD・ATM利用手数料（払戻1回につき）

利用日	時間帯	当組合カード		他行カード
		組 合 員	組 合 員 外	
平 日	☆ 8:30～18:00	0	0	110
	18:00～19:00	0	110	220
土曜日	☆ 9:00～14:00	0	0	110
	14:00～18:00	0	110	220
日曜・祝日 年末・年始	9:00～18:00	0	110	220

※ATMでの1日あたりの払戻限度は100万円以内です。

※上記☆印の時間帯では、「しんくみお得ネットサービス」（全国の提携信用組合間の自動機利用手数料が無料）が利用できます。（一部ご利用いただけないATMがございます。）

※組合員が当組合カードご利用の場合、いつでも無料です。

●その他の手数料

種 類			料 金
当座預金	小切手帳	1 冊 (50 枚)	660
	約束手形帳	1 冊 (50 枚)	880
自己宛小切手発行		1 枚	550
通帳証書等再発行		1 件	1,100
カード再発行		1 件	1,100
証明書発行	残高証明書	1 通	440
	融資証明書	1 通	11,000
	その他証明書	1 通	440

※上記の手数料には消費税が含まれております。

社会的責任と地域貢献

■社会的責任に関する考え方

当組合は、五島市一円を営業地域とし地元の中小零細事業者や勤労者等が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき、運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民ひとりひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

■お客様の満足度向上・利便性向上への取り組み

営業店窓口にお客様の声、回収BOXを設置して、どのような些細なことでも広くお客様のご意見、ご要望を収集し、より一層の経営改善に努めております。

■地域密着型金融推進の取り組み状況

当組合では地域金融機関としての機能の向上を目指して「地域密着型金融推進計画」を策定し、計画の推進に取り組んでおりますが、その取組内容を公表させていただいております。



- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 - ・信用保証協会の資金を活用し、新規創業事業の支援を致します。
 - ・不良債権の新規発生防止や、要注意債権等の健全化や経営改善支援ができる態勢の強化に取り組んでまいります。
- (2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ・不動産担保、個人補償に過度に依存することなく、取引先企業の事業価値を見極める融資手法に取り組んでまいります。
 - ・大口の融資に偏ることなく、中小零細企業にマッチした商品の提供を推進してまいります。
- (3) 地域の情報を活用した持続可能な地域経済への貢献
 - ・組合員に対する相談機能を活かし地域に密着した融資の推進に努めてまいります。

■経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや債務保証整理の相談を受けた際には、真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

※具体的な取り組み

借入の申込時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の可否を検討しています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など

また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

■金融を通しての地域貢献（域内金融機関の貸出金推移状況）

（単位：百万円、％）

	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末 (a)	2年3月末 (b)	前期比増減 (b-a)
五島市内の金融機関貸出金総額	30,153	31,675	30,875	33,200	37,993	4,793
当組合の貸出金残高	7,719	8,069	8,446	9,244	10,060	816
当組合の貸出金シェア（％）	25.6	25.4	27.4	27.8	26.5	▲ 1.3
（当組合の貸出先数）	902	909	910	886	850	▲ 36

（注）五島市内の金融機関貸出金総額とは、福江簡易手形交換所管内の金融機関3行（十八銀行、親和銀行、福江信組）の貸出金の合計です。

総代会について

1. 総代会の仕組み、機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の運営に参加することになります。

当組合では、組合員数が非常に多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関で、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規程により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

地区別の定数は地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出。
総代の任期は3年、総代の定数は100人以上120人以内。

(2) 総代の選出方法

営業店単位の地区別に総代を選出。地区に所属する組合員の中から推薦により総代候補者名簿を作成し、選挙により選出しますが、候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として、選挙は行っておりません。

3. 第63期通常総代会の決議事項

令和2年6月19日開催の第63期通常総代会において、次の事項が報告・付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○第63期(令和元年度)事業報告、監査報告

○議案事項

第1号議案 第63期(令和元年度)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案の承認に関する件

第2号議案 第64期(令和2年度)事業計画案の承認に関する件

第3号議案 任期満了に伴う監事選出に関する件



第63期通常総代会（令和2年6月19日、本店会議室）

地区別総代のご紹介（敬称略・五十音順）

令和2年7月現在の総代数 117人（平成30年5月選任）

総代氏名											
福江地区 79名	田中久登 ②	八尾政雄 ②	(株)才津組 ⑦	岐宿地区 7名	柿森泉 ②						
青山和好 ⑦	田中富士男 ②	矢口志朗 ⑤	三進コンクリート工業(株)③	菊谷岩雄 ①	柿森英治 ④						
入口六治 ①	谷村政信 ④	山里敏一 ①	(株)SANWA未来 ①	菊谷敏昭 ⑤	柿森誠 ⑦						
浦昭 ⑤	田端重雄 ③	山田明正 ⑦	(有)スギ・コーポレーション①	小柳伊勢弘 ②	紙村道義 ②						
浦国昭 ②	堤啓悟 ③	山中太一 ⑦	(有)瀬川自動車 ①	谷川裕誉 ②	窄中誠致 ⑦						
尾崎和典 ⑤	戸川六雄 ⑦	山本一夫 ②	谷川製函(有) ③	柳田靖夫 ⑤	城田章一郎 ⑥						
片山一夫 ②	中村光明 ②	山本鶴男 ⑦	(株)チューオー ①	(有)橋本組 ②	鈴木信吉 ⑦						
片山秀光 ⑥	中村康弘 ④	山本稔 ⑥	(株)中本製麺 ①	(有)山下組 ⑥	橋口剛一 ⑥						
川口翎四郎 ⑦	中村吉廣 ④	(有)有川喜石材店 ⑥	(有)野崎電機 ⑦	富江地区 4名	橋口卓臣 ⑦						
北島千代福 ⑦	野口喬史 ⑥	関今利石油店 ①	(株)萩原組 ⑤	小原豊 ①	浜村三雄 ⑦						
清瀧誠司 ⑦	萩原利彦 ⑥	(株)おおあらの里 ③	平山建設(株) ③	古本純英 ③	平山清照 ③						
小石薫 ⑦	橋本治平 ⑤	(株)E N S ⑤	福江ケーブルテレビ(株)⑤	保田哲 ⑥	福島榮 ②						
小柳弘之 ②	畑中キヌエ ⑦	垣深建機サービス(株)⑦	(株)福江工業 ②	松本茂人 ⑤	松本国久 ①						
才津琳央 ⑦	畑中久稔 ⑥	関片岡商店 ⑤	(有)福江清掃社 ⑤	奈留地区 27名	松本尚忠 ③						
才津学 ③	平山源一 ④	合同建設(株) ③	(福)福江福祉会 ③	明石博文 ②	松山俊男 ①						
才津喜彦 ⑦	藤原正廣 ⑦	五島運輸(株) ⑦	(株)眞鳥餅店 ①	岩田萬一郎 ③	村木栄 ⑦						
堺末喜 ⑤	船越忠昭 ⑦	五島技建工業(株) ②	山一資材(株) ⑦	岩村清人 ⑦	築瀬善正 ⑦						
坂口純孝 ①	堀本榮一 ⑦	五島自動車(株) ⑦		植木良尚 ③	山口忠允 ⑥						
貞方英世 ②	松本和哉 ⑦	五島乳業(協) ⑦		内川隆博 ①	山下公正 ⑦						
瀬川豊巳 ③	的野聡志 ④	五島ヤクルト販売(株)①		江口寛明 ②	吉田茂樹 ②						
宗昭男 ④	御手洗利次 ②	こばた電設(株) ③		小河原悟 ⑦							

（注）氏名末尾の数字は就任回数を記載しております、なお、就任回数が7回以上である場合は、全て⑦で表示しております。

役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労金支給規程による引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分		人数	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	常 勤	4	23,180	35,000
	非常勤	3	720	
監 事	非常勤	2	480	5,000
合 計		9	24,380	40,000

- 注 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 上記の支払人数、報酬支払額は期中に退任した者を含めて記載しております。
3. 当期中、上記以外に支払った役員賞与金はありません。
4. 当期中、上記以外に常勤理事に対する役員退職慰労引当金繰入額として 1,946 千円を費用計上しております。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」
(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号) 第 3 条第 1 項第 3 号および第 5 条に該当する事項 … 該当ありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、開示対象職員等に該当する者はありませんでした。

- 注 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めて記載することとしております。
2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

索引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付 金融庁告示第17号）」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

概況・組織	
事業方針	3
* 事業の組織	2
* 役員一覧（理事及び監事の役職・氏名）	2
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	32
自動機設置状況、地区一覧	32
* 職員数	2
組合員数	2
* 子会社の状況	該当なし
主要事業内容	
* 業務のご案内（主要な事業の内容）	30
業務に関する事項	
* 事業の概況	3
* 経常収益	9
業務純益	9
* 経常利益（損失）	9
* 当期純利益（純損失）	9
* 出資総額、出資総口数	9
* 純資産額	9
* 総資産額	9
* 預金積金残高	9
* 貸出金残高	9
* 有価証券残高	9
* 単体自己資本比率	9
* 出資に対する配当金	9
主要業務に関する指標	
* 業務粗利益および業務粗利益率	9
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	10
* 受取利息、支払利息の増減	9
役務取引の状況	9
その他業務収支の内訳	10
経費の内訳	8
* 総資産経常利益率	10
* 総資産当期純利益率	10
預金に関する指標	
* 預金種目別平均残高	11
預金者別預金残高	11
財形貯蓄残高	該当なし
常勤役職員1人当り預金残高	9
1店舗当り預金残高	9
貸出金等に関する指標	
* 貸出金種類別平均残高	11
* 貸出金担保の種類別残高	11
* 貸出金使途別残高	11
* 貸出金業種別残高・構成比	11
* 預貸率（期末・期中平均）	10
消費者ローン・住宅ローン残高	11
* 代理貸付残高の内訳	10
常勤役職員1人当りの貸出金残高	9
1店舗当りの貸出金残高	9

有価証券に関する指標	
* 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
* 有価証券の種類別残高及び平均残高	12
有価証券の残存期間別残高	12
有価証券の時価情報	12
預証率（期末・期中平均）	10
経営管理態勢に関する事項	
* 統合的リスク管理体制	28
* コンプライアンス（法令等遵守）体制	24
* 個人情報保護について	26
財産の状況	
* 貸借対照表	4
* 損益計算書、剰余金処分計算書	8
* リスク管理債権の状況	13
# 金融再生法開示債権の状況	13
外貨建資産残高、オフバランス取引の状況	該当なし
先物取引、オプション取引の時価情報	該当なし
* 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	17
* 貸出金償却額	17
* 法定監査の状況	8
代表理事による適正性・有効性の確認	8
* 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項	該当なし
自己資本の充実等の状況	
* 自己資本の構成に関する事項	14
* 自己資本の充実度に関する事項	15
* 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	16
* 信用リスク削減手法に関する事項	18
* 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	18
* 証券化エクスポージャーに関する事項	18
* 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	18
* 金利リスクに関する事項	18
* 連結決算の状況	該当なし
その他の業務	
内国為替取扱実績	10
外国為替取扱実績、公共債窓販実績、公共債引受額	該当なし
その他	
ごあいさつ	2
地域密着型金融の取り組み	19
社会的責任と地域貢献活動	33
経営者保証に関するガイドラインへの対応	33
当組合の沿革・あゆみ	2
当組合の考え方	3
第5次中期経営計画	3
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	22
キャッシュカード等の偽造・盗難被害等補償の取り組み	22
犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応	23
金融商品に係る勧誘方針／保険募集指針	25
預金等の保護	31
総代会のしくみ、総代氏名一覧	34
役員等の報酬体系	35
手数料一覧	32

（注）財務データについては金額単位未満を切捨処理のため合計と一致しない場合があります。

*印は協金法施行規則、#印は金融再生法施行規則に規定されている法定開示項目です。

“豊かな地域社会づくりに奉仕する”

福江信用組合

〒853-0002 長崎県五島市中央町8番地15

TEL：0959-72-4181 FAX：0959-72-4173